

第 55 号 令和 7 年 9 月 16 日受理 議会運営委員会付託

件 名 令和 8 年度千葉県議会海外行政調査事業（海外派遣）を行わないことを求めることについて

要 旨

地方自治法第 100 条第 13 項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めている。そして、千葉県議会会議規則第 134 条は、「法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」と定めている。

ところが、千葉県議会は 2011 年 6 月 8 日施行「千葉県議会議員の海外派遣取扱要領」を定め、年間派遣人数枠は各会派推薦の 5 人以上 24 人以内、調査日数は 7 日間程度、議会事務局職員を同行できる、非公開の各会派代表者会議で協議する等を定め、全議員が 4 年間の任期の間に 1 回は参加できるよう制度設計されている。そして、毎年「当初予算事業説明書（局内資料）海外派遣に係る経費」に「1 目 8 節旅費 23,000（千円）1 目：議員 旅費一式 23,000,000 円」と記載され、事業内容及び積算根拠は空欄で、毎年参加議員全員がビジネスクラスを利用するよう予算化されている。

2024 年度は、議員 1 人当たり 169 万円、議員 10 人 1,690 万円の旅費、随行職員旅費 267 万円、JTB 業務委託料 638 万円、合計 2,500 万円を超える経費をかけて海外派遣が行われた。海外派遣を行わないことを求める。

以上の趣旨から、令和 8 年度千葉県議会海外行政調査事業（海外派遣）を行わないよう措置願いたい。